

新型コロナウイルス感染防止のための遵守事項

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、学校開放施設の使用にあたっての遵守事項等をまとめています。下記事項を遵守できない場合には、使用許可を取り消すとともに今後の使用制限を行いますので、ご注意ください。

使用者が守っていただく事項

- 使用後は、各団体の責任において使用者が触れた共用部（ドアノブ、照明スイッチ、手洗い場等）や備品（支柱、ネット、モップ等）の消毒を徹底すること。
- 次に該当する場合は、使用を見合わせること。
 - 体調が良くない場合（例：発熱や咳、のどの痛みなどの症状がある場合）
 - 同居の家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方がいる場合
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 必ずマスクを持参すること。
- 感染防止のため、学校開放施設使用登録者以外に使用させないこと。（事前に文化スポーツ課へ相談があり、許可を受けたものを除く。）
- 使用中に大きな声で会話、応援等を行わないこと。
- 学校から感染防止のための指示があった場合は必ず従うこと。
- 施設使用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、文化スポーツ課に速やかに報告すること。
- 施設使用前後のミーティング等においても、マスクの着用や、三つの密（密集・密接・密閉）を避けるなど、感染予防対策に配慮すること。
- 団体の代表者は当日の使用者の健康状態や連絡先等を必ず把握しておくこと。
- 使用時間を厳守し、利用後は速やかに学校から退出すること。

使用中に留意していただく事項

- 運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（できるだけ2m以上）を空けること。（誘導や介助が必要な場合を除く）
- 大声を出すことや握手・ハイタッチは行わないこと。
- 運動・スポーツ時以外や会話をする際には、マスクを着用すること。
 - 高機能のマスクを着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができないことがあるので、注意すること。
- タオルや飲料などは共用しないこと。